

県北広域振興局長告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年6月8日

県北広域振興局長 南 敏 幸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一戸浄法寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸郡一戸町一戸字本町35番地先から高善寺字大川鉢24番24地先まで	新	A 9.3~5.6 m	m 945.2
二戸郡一戸町高善寺字野田88番3地先から高善寺字大川鉢24番24地先まで		B 20.0~11.8	595.0
二戸郡一戸町一戸字本町35番地先から高善寺字大川鉢24番24地先まで	旧	A 9.3~5.6	945.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成30年6月8日から同年7月9日まで